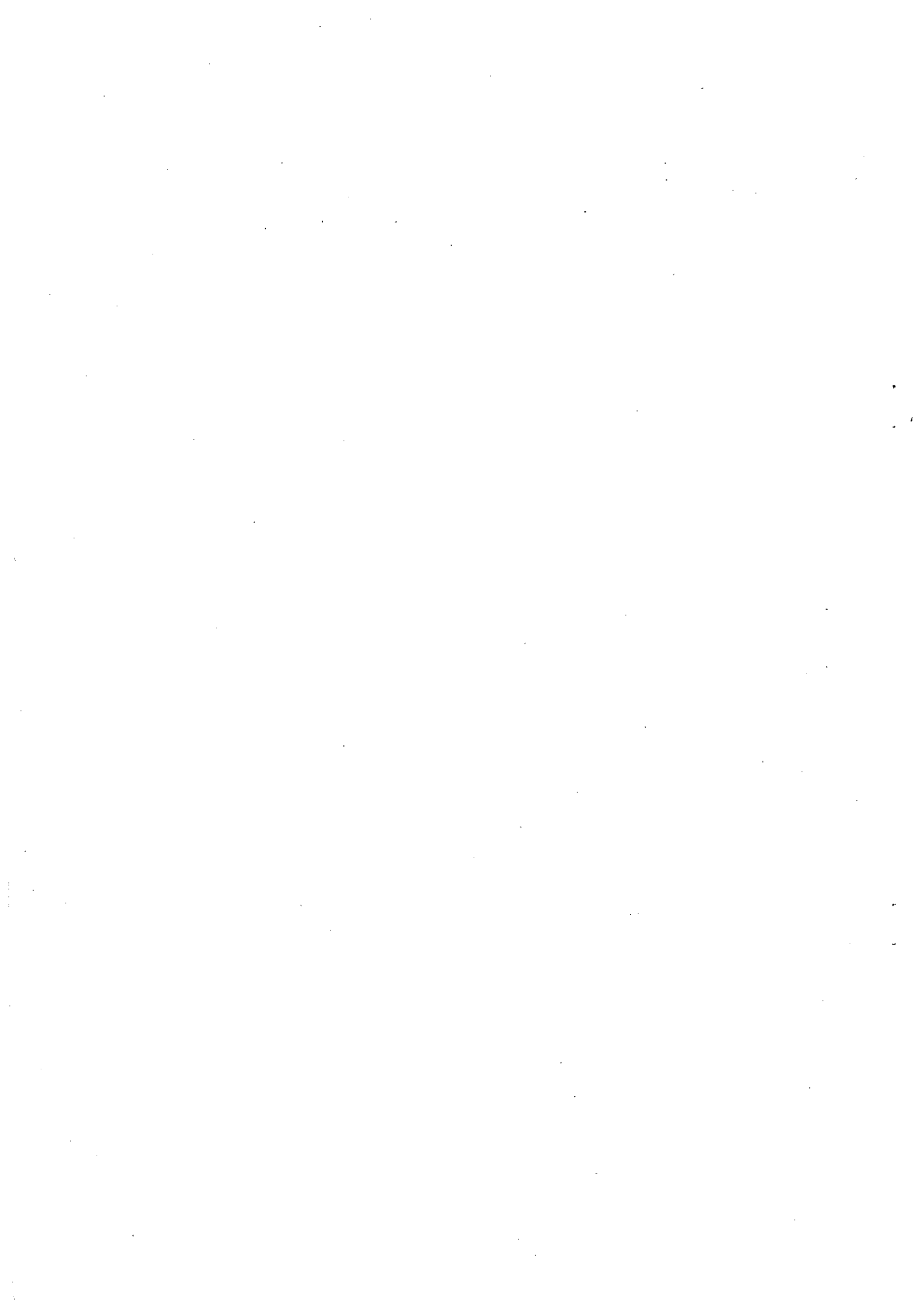


平成26年第2回江差町議会定例会資料

- 資料1：江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第1号関係】 …P 1
- 資料2：江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第2号関係】 …P 2
- 資料3：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要【議案第3号関係】 …P 3
- 資料4：江差町国民健康保険税条例新旧対照表【議案第3号関係】 …P 4
- 資料5：陣屋町有地法面崩落箇所図【議案第4号関係】 …P 8
- 資料6：新栄・円山デジタルテレビ中継局予備電源整備概要【議案第4号関係】 …P 9
- 資料7：江差町文化会館スプリンクラーポンプ配管改修概要【議案第4号関係】 …P 10
- 資料8：北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第5号関係】 …P 11
- 資料9：北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第6号関係】 …P 12



江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
第1条から附則第4項まで 略				第1条から附則第4項まで 略			
附則別表第1（附則第4項関係）				附則別表第1（附則第4項関係）			
法令 又は 条例に 基づく 委員	略	略	略	略	略	略	略
	障害支援区分認定審査会委員	略	略	障害程度区分認定審査会委員	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略
附則 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。				以下 略			

江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="331 475 1055 507">江差町上ノ国町奥尻町<u>障害支援区分認定審査会共同設置規約</u></p> <p data-bbox="280 571 409 603">(共同設置)</p> <p data-bbox="264 619 1122 879">第1条 江差町、上ノ国町及び奥尻町（以下「関係町」という。）は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により、<u>障害支援区分の審査判定及び介護給付費等の支給決定を行うため、地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第252条の7の規定により、共同して<u>障害支援区分認定審査会</u>を設置する。</p> <p data-bbox="280 943 360 975">(名称)</p> <p data-bbox="264 991 1122 1062">第2条 前条の<u>障害支援区分認定審査会</u>は、江差町上ノ国町奥尻町<u>障害支援区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）という。</p> <p data-bbox="344 1126 427 1158">附 則</p> <p data-bbox="293 1174 1122 1206">この規約は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p data-bbox="1211 475 1935 507">江差町上ノ国町奥尻町<u>障害程度区分認定審査会共同設置規約</u></p> <p data-bbox="1160 571 1290 603">(共同設置)</p> <p data-bbox="1144 619 1980 823">第1条 江差町、上ノ国町及び奥尻町（以下「関係町」という。）は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により、<u>障害程度区分の審査判定及び介護給付費等の支給決定を行うため、地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、共同して<u>障害程度区分認定審査会</u>を設置する。</p> <p data-bbox="1160 935 1240 967">(名称)</p> <p data-bbox="1144 983 1980 1054">第2条 前条の<u>障害程度区分認定審査会</u>は、江差町上ノ国町奥尻町<u>障害程度区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）という。</p>

○第23条関係

(国民健康保険
税の減額)

1 低所得者の保険料に対する財政支援の強化（応益割保険料の軽減対象世帯の拡大）

・ 2割軽減の拡大・・・軽減対象となる基準額を引き上げる。

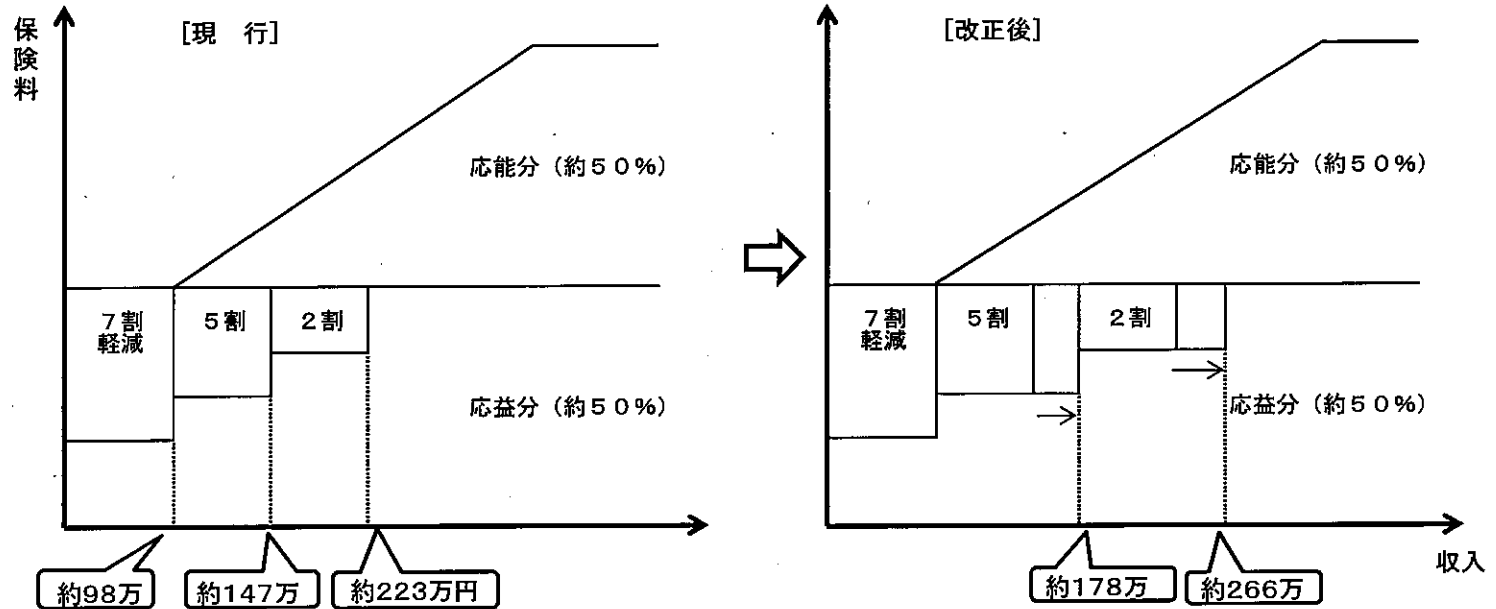
(現 行) 基準額 33万円+3.5万円×被保険者数 (給与収入 約223万円 3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+4.5万円×被保険者数 (給与収入 約266万円 3人世帯)

・ 5割軽減の拡大・・・現在、2人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現 行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主) 【給与収入 約147万円、3人世帯】

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円× 被保険者数 【給与収入 約178万円、3人世帯】



※ 給与収入、3人世帯の場合を想定

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者(当該納税義務者を除く。) 及び特定同一世帯所属者1人につき、245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,400円 ・ 特定世帯 24,600円 ・ 特定継続世帯 12,300円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,700円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円 ・ 特定世帯 6,150円 ・ 特定継続世帯 4,100円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,250円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税</p>	<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,400円 ・ 特定世帯 24,600円 ・ 特定継続世帯 12,300円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,700円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円 ・ 特定世帯 6,150円 ・ 特定継続世帯 4,100円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,250円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,560円 ・ 特定世帯 19,680円 ・ 特定継続世帯 4,920円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円 ・ 特定世帯 4,920円 ・ 特定継続世帯 1,230円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,300円</p>	<p>義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,560円 ・ 特定世帯 19,680円 ・ 特定継続世帯 4,920円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円 ・ 特定世帯 4,920円 ・ 特定継続世帯 1,230円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,300円</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円

資料：5

陣屋町有地法面崩落箇所図

崩落状況

崩落改修箇所



■発生日：平成26年4月8日（火）／5月19日（月）

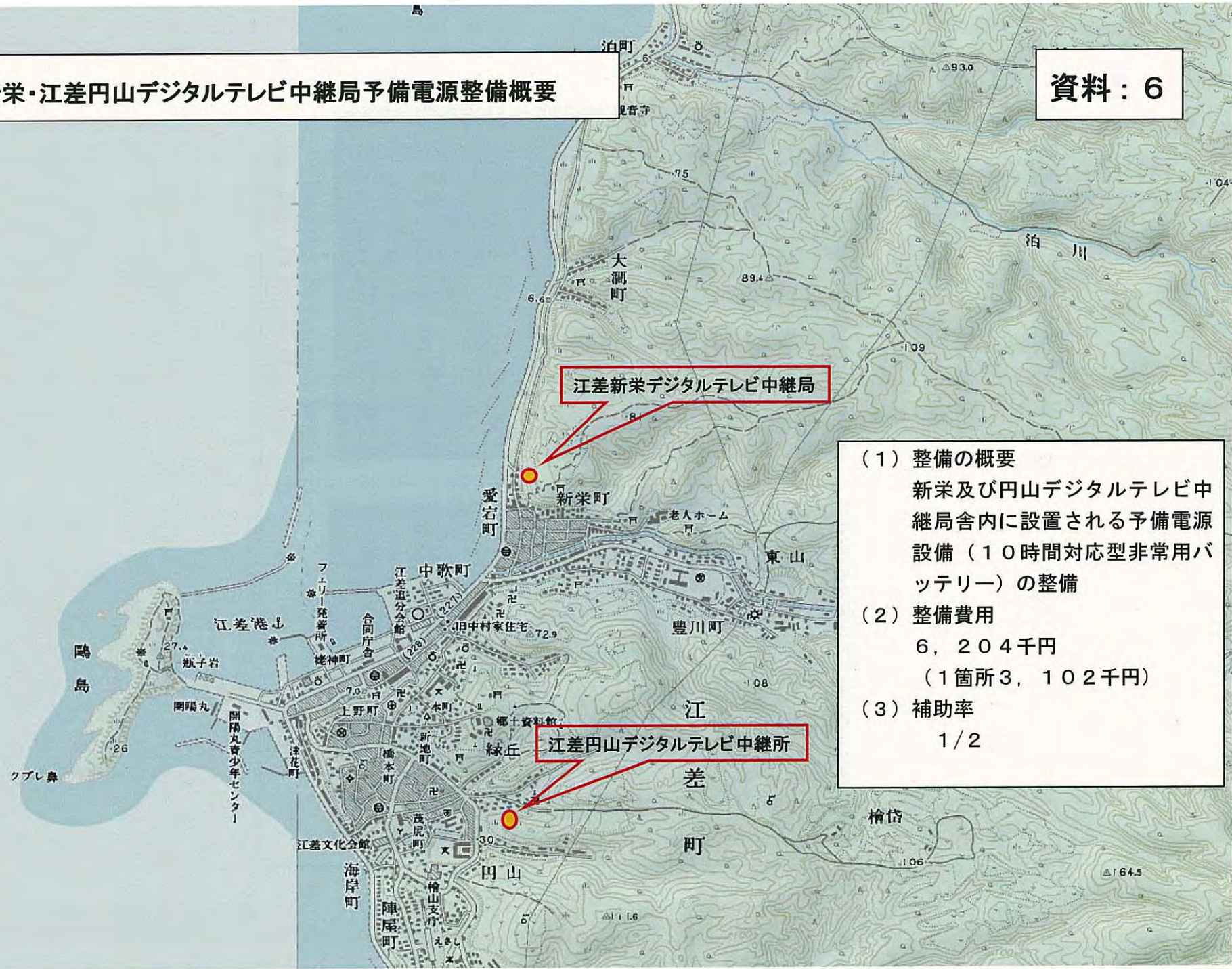
■発生地：江差町字陣屋町277番地の2内

U

江差新栄・江差円山デジタルテレビ中継局予備電源整備概要

資料：6

6



- (1) 整備の概要
新栄及び円山デジタルテレビ中継局舎内に設置される予備電源設備（10時間対応型非常用バッテリー）の整備
- (2) 整備費用
6,204千円
（1箇所3,102千円）
- (3) 補助率
1/2

江差町文化会館スプリンクラーポンプ配管改修概要

- ポンプの位置 江差町文化会館地下1階機械室
- ポンプの役割 スプリンクラー内の水の圧力を保つための機器
- 故障の概要 弁とバルブの経年劣化（建築 平成2年4月）



劣化した逆止弁の位置



配管内に水を止めておく圧力を示すゲージ。
圧力が自然に下がることで劣化が判明

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行
別表第1	別表第1
石狩郡当別町	石狩郡当別町
(略)	(略)
西天北五町衛生施設組合	西天北五町衛生施設組合
南十勝消防事務組合	<u>上川中部消防組合</u> 南十勝消防事務組合
(略)	(略)
江差町ほか2町学校給食組合	江差町ほか2町学校給食組合
檜山広域行政組合	<u>伊達・壮瞥学校給食組合</u> 檜山広域行政組合
(略)	(略)
北空知圏学校給食組合 <u>道央廃棄物処理組合</u>	北空知圏学校給食組合

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

資料：9

改 正 案		現 行	
別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体		別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体	
支 庁 名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支 庁 名	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 (16)	(略) ・・・、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合	石狩振興局 (15)	(略) ・・・、北海道後期高齢者医療広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
空知総合振興局 (34)	歌志内市・・・	空知総合振興局 (35)	赤平市、歌志内市・・・
(略)	(略)	(略)	(略)
上川総合振興局 (30)	・・・士別地方消防事務組合、大雪消防組合・・・	上川総合振興局 (31)	・・・士別地方消防事務組合、上川中部消防組合、大雪消防組合・・・
(略)	(略)	(略)	(略)
胆振総合振興局 (12)	・・・むかわ町、安平・厚真行政事務組合・・・	胆振総合振興局 (13)	・・・むかわ町、伊達・壮警学校給食組合、安平・厚真行政事務組合・・・
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務(略)	江別市、根室市・・・長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町・・・上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合・・・ (略)	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務(略)	江別市、赤平市、根室市・・・長万部町、増毛町・・・上川北部消防事務組合、上川中部消防組合、士別地方消防事務組合・・・ (略)
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) ・・・、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合・・・士別地方消防事務組合、大雪消防組合・・・広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合・・・ (略)	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) ・・・、北海道後期高齢者医療広域連合、山越郡衛生処理組合・・・士別地方消防事務組合、上川中部消防組合、大雪消防組合・・・広域紋別病院企業団、伊達・壮警学校給食組合、安平・厚真行政事務組合・・・ (略)